

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管課 河川砂防課

法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律			法令番号	昭和 4 4 年法律第 5 7 号				
手続名	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可			根拠条項	第 7 条第 1 項				
審査基準	1. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行について」（昭和 4 4 年 8 月 4 日建設省河政発第 6 4 号、建設事務次官通達）の記の 3 による。 2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成 6 年 9 月 3 0 日建設省河政発第 5 2 号、建設省河川局長通達）の記の五の 3（1）による。								
	受付機関	土木事務所	処理機関	土木事務所	交付機関	土木事務所	標準処理期間	1 4 日	目次 No.
						標準経由期間	日		